

憲法を生かす 朝日訴訟のたたかい

(第3種郵便物認可)

人間らしい暮らしを送れない生活保護費は違憲だとして岡山県の重症結核患者、朝日茂さんが1957年8月12日、国などを相手取り東京地裁に提訴してから60年がたちました。「人間裁判」とも呼ばれた朝日訴訟のたたかいは、日本国憲法を暮らしに生かす原動力を築き上げました。(山井由紀)

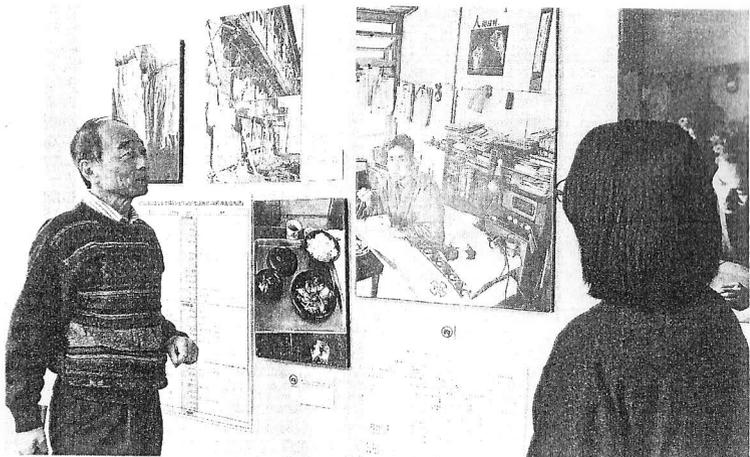
「日本国憲法は国民の生活と権利を守る誓(こり)でである」。朝日さんは自身の手記のまえがきに、こうつづけていました。朝日訴訟は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」「生存権」とは何かを問うたものです。

人間としての生活
東京地裁(浅沼武裁判長)は60年10月19日、朝日さんの訴えを全面的に認める判決を出し、「健康で文化的な生活水準」とは、「国民が単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のものであるはずはなく、…人間としての生活」というもの、だとしました。

朝日訴訟の会事務局長の川谷宗夫さんは「判決は、病気がけ
元裁判官、小中信さん
の筆で「裁判官手書き原稿」



「重い責任」 裁判官の述懐



朝日訴訟記念展示室で語る朝日訴訟の会事務局長の川谷宗夫さん(左)＝岡山市

保護基準が違法と判断するほど不当に低すぎるかを判断するための検討にあたり、「憲法25条水準」は、「人間に値する生存」を満たすものでなければならぬことを念頭に置きました。

保護基準が違法と判断するほど不当に低すぎるかを判断するための検討にあたり、「憲法25条水準」は、「人間に値する生存」を満たすものでなければならぬことを念頭に置きました。

憲法を生かす

朝日訴訟のたたかい

「日本国憲法は国民の生活と権利を守る誓(こり)である。しかしその誓は闘いなしに実現することはできない」。憲法25条「生存権」が保障する「健康で文化的な生活水準」を裁判で問った朝日茂さんは手記で、こう述べています。

朝日訴訟は、憲法を現実化させるたたかいでした。多くの市民を動かしただけでなく、今の運動にも思っています。

女性「解放」に影響

朝日さんの死後、ある女性

朝日訴訟現地対策委員
云に、このような手紙を送りました。「国民の税金で

不断の努力で人権を守る



障費大幅削減の予算を組みました。国立岡山療養所にいた朝日さんら結核患者にもその波が襲いました。これに対し、患者は病気を抱えて立ち上がりました。

「私たちが社会保障予算を闘い闘うことは、戦争に反対する闘いに連がるものであり、平和を守り、民主主義と憲法を守る闘いでもある」と朝日さんは記しています。

総評(白土労働組合総評

障」を求める運動の原点となった朝日訴訟。その精神



公室昭夫さん



井上英夫さん

は引き継がれ、現在、生活保護基準引き下げは違憲だとして、全国で千人近い人たちが原告として立ち上がっています。「いのちのとりで裁判」です。同裁判を支援する「全国アクション」共同代表の井上英夫金沢大学名誉教授は「人権は、官僚や政治家が与えたものではない。民衆がたたかい取ってきたものだ」と指摘し、憲法97条(基本的人権の本質)の重要性を指摘します。憲法12条(自由・権利の保持義務)と併せて、「私たちがたたかうことは人権で、たたかい勝ち取った人権は不断の努力で守らなければならぬ」と強調します。朝日さんと、養子縁組して訴訟を継いだ健二さんがたびたび口にしていた言葉があります。「権利はたたかう者の手にある」(おわり)